

○国土交通省令第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百二号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第四号、第八条第一項から第三項まで及び第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年一月二十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備)</p> <p>第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる便所又は便房であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房</p> <p>ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房</p> <p>二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であつて、移動等円滑化の措置がとられたもの</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設</p> <p>ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができる停車施設</p> <p>三 次に掲げるエレベーター</p> <p>イ 移動等円滑化された経路（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）又は乗継ぎ経路（同条第十一項に規定する乗継ぎ経路をいう。）を構成するエレベーター</p> <p>ロ 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（公共交通移動等円滑化基準省令第四条第三項前段の規定が適用される場合に限る。）</p> <p>四 次に掲げる車椅子スペース（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号に規定する車椅子スペースをいう。以下この号にお</p>	<p>(新設)</p>

いて同じ。)

イ 鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。以下同じ。）又は軌道車両（同項第十二号に規定する軌道車両をいう。以下同じ。）の客室に設けられた車椅子スペース

ロ 乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）又は貸切バス車両（同項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース

ハ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に設けられた車椅子スペース  
五 次に掲げる優先席（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第五号の二に規定する優先席をいう。以下この号において同じ。）又は基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第五十一条第一項に規定する基準適合客席をいう。二において同じ。）

イ 旅客施設の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備に設けられた優先席

ロ 鉄道車両又は軌道車両の客室に設けられた優先席

ハ 乗合バス車両に設けられた優先席

ニ 船舶に設けられた基準適合客席

（法第二条第八号の主務省令で定める自動車）

第一条の二 法第二条第八号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする

（法第二条第七号の主務省令で定める自動車）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする

<p>一 法第二條第六号イ及びロに掲げる施設 全ての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良</p> <p>二 法第二條第六号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であつて、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの</p> <p>（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）</p> <p>第五條 法第九條第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該旅客施設の法第二條第六号イからホまでに掲げる施設の区分三（五）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（移動等円滑化取組計画書）</p> <p>第六條の三 公共交通事業者等（前條の要件に該当する者に限る。）は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。</p>	<p>一 法第二條第五号イからニまでに掲げる者</p> <p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長</p>
---	---

<p>一 法第二條第五号イ及びロに掲げる施設 すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良</p> <p>二 法第二條第五号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であつて、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの</p> <p>（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）</p> <p>第五條 法第九條第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該旅客施設の法第二條第五号イからホまでに掲げる施設の区分三（五）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（移動等円滑化取組計画書）</p> <p>第六條の三 公共交通事業者等（前條の要件に該当する者に限る。）は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組計画書を提出しなければならない。</p>	<p>一 法第二條第四号イからニまでに掲げる者</p> <p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長</p>
--	---

<p>二 法第二条第五号ホに掲げる者</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>
<p>三 法第二条第五号へに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>四 法第二条第五号へに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長</p>
<p>五 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>

(移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等)  
第十二条の二 法第二十二條の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分

<p>二 法第二条第四号ホに掲げる者</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>
<p>三 法第二条第四号へに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百四十条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）</p>	<p>国土交通大臣</p>
<p>四 法第二条第四号へに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は同号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長</p>
<p>五 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>

(移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等)  
第十二条の二 法第二十二條の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分

三・四 (略)

2・3 (略)

(令第二十六条第一号の国土交通省令で定める経路)

第十四条の二 令第二十六条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路(令第二十六条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。)とする。

(令第二十六条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交  
通用施設)

第十四条の三 令第二十六条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十六条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

2 令第二十六条第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設(道路法による道路を除く。)のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

(令第二十六条第二号の規定により市町村が行う指定)

第十四条の四 令第二十六条第二号の規定により市町村が行う指定は、

三・四 (略)

2・3 (略)

(令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路)

第十四条の二 令第二十五条第一号柱書の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第一百一十号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第四条第一項に規定する移動等円滑化された経路(令第二十五条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。)とする。

(令第二十五条第一号口及び第二号口の国土交通省令で定める一般交  
通用施設)

第十四条の三 令第二十五条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令第二十五条第一号柱書の生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

2 令第二十五条第二号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、同号柱書の生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設(道路法による道路を除く。)のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられると見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するものとする。

(令第二十五条第二号柱書に規定する市町村による指定)

第十四条の四 令第二十五条第二号柱書の市町村が行う指定は、同号イ

同号イに掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であつて、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

(行為の届出)

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第二十六条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第二十六条第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面規図  
その他必要な図面

(変更の届出)

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十六条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。)とする。

(公共交通特定事業計画の認定申請)

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
  - 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第六号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
- 三〇六 (略)

に掲げる施設の出入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の通行の用に供する部分に接する部分であつて、生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

(行為の届出)

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定による届出は、第五号の様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとする。

- 一 令第二十五条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面
- 二 令第二十五条第二号に掲げる行為 平面図、縦断面図、横断面規図  
その他必要な図面

(変更の届出)

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十五条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのない意匠の変更その他の軽微な変更を除く。)とする。

(公共交通特定事業計画の認定申請)

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
  - 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第五号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
- 三〇六 (略)

(移動等円滑化実績等報告書)  
 第二十三条 公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合にあっては、この限りでない。

<p>一 法第二条第五号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長</p>
<p>二 法第二条第五号ホに掲げる者</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>
<p>三 法第二条第五号へに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長</p>
<p>四 法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>

(移動等円滑化実績等報告書)  
 第二十三条 公共交通事業者等は、毎年六月三十日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。ただし、第六条の三の移動等円滑化取組計画書及び第六条の四の移動等円滑化取組報告書を提出した場合にあっては、この限りでない。

<p>一 法第二条第四号イからニまでに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長</p>
<p>二 法第二条第四号ホに掲げる者</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>
<p>三 法第二条第四号へに掲げる者又は同号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長</p>
<p>四 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>

(権限の委任)  
 第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権限		地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナル(自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該	ロ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)

(権限の委任)  
 第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権限		地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナル(自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第七項に規定する専用バスターミナルをいう。以下同じ。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)

<p>二 法第九条第三項の規定による命令</p>	
<p>イ 法第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p> <p>ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p> <p>ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの</p>
<p>当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長</p>	<p>備局長又は北海道開発局長</p> <p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>
<p>二 法第九条第三項の規定による命令</p>	
<p>イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p> <p>ロ 乗合バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号に規定する乗合バス車両をいう。以下同じ。）、貸切バス車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十三号の二に規定する貸切バス車両をいう。以下同じ。）又は福祉タクシー車両（公共交通移動等</p>	<p>施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p> <p>ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの</p>
<p>当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長</p>	<p>備局長又は北海道開発局長</p> <p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>

<p>ハ 法第二条第六号ニ掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>
<p>ニ 法第二条第六号ニ掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>
<p>ホ 船舶に係るもの</p>	<p>当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>

<p>円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>ハ 法第二条第五号ニ掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>
<p>ニ 法第二条第五号ニ掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>	
<p>ホ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十五号に規定する船舶をいう。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>	

	<p>三 法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表</p>
<p>へ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの</p>	<p>イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもので又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p>
<p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長</p>
<p>ロ 鉄道車両のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの</p>	<p>当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長</p>
	<p>三 法第九条の三の規定による指導及び助言並びに法第九条の七第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表</p>
<p>へ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの</p>	<p>イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の認可に係るもの以外のもので又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p>
<p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長</p>
<p>ロ 鉄道車両（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十一号に規定する鉄道車両をいう。）のうち鉄道事業法第十三条第一項の確認（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第二十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの</p>	<p>当該鉄道車両、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長</p>

ト 特定本邦航空運送	へ 法第二条第六号ホ に掲げる施設に係る もの	ホ (略)	二 法第二条第六号ニ に掲げる施設(当該 施設を設置し、又は 管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものを除 く。)に係るもの	ハ 法第二条第六号ニ に掲げる施設(当該 施設を設置し、又は 管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものに限 る。)に係るもの	
当該航空機を使用	空局長 当該施設の所在地 を管轄する地方航 空局長	(略)	当該施設の所在地 を管轄する地方整 備局長又は北海道 開発局長	当該施設の所在地 を管轄する地方運 輸局長(運輸監理 部長を含む。)	

ト 特定本邦航空運送	へ 法第二条第五号ホ に掲げる施設に係る もの	ホ (略)	二 法第二条第五号ニ に掲げる施設(当該 施設を設置し、又は 管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものを除 く。)に係るもの	ハ 法第二条第五号ニ に掲げる施設(当該 施設を設置し、又は 管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものに限 る。)に係るもの	もの、貸切バス車両 に係るもの又は福祉 タクシー車両に係る もの
当該航空機を使用	空局長 当該施設の所在地 を管轄する地方航 空局長	(略)	当該施設の所在地 を管轄する地方整 備局長又は北海道 開発局長	当該施設の所在地 を管轄する地方運 輸局長(運輸監理 部長を含む。)	

	<p>四 法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同條第二項の認定及び同條第五項において準用する第十八條第二項の変更の認定</p>		
<p>事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第二條第一項第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの</p>	<p>イ 法第二條第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八條第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p>	<p>ロ 法第二條第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの</p>	<p>ハ 法第二條第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は</p>
<p>する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道</p>

	<p>四 法第二十二條の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同條第二項の認定及び同條第五項において準用する第十八條第二項の変更の認定</p>		
<p>事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第一條第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの</p>	<p>イ 法第二條第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八條第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二條第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p>	<p>ロ 法第二條第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの</p>	<p>ハ 法第二條第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は</p>
<p>する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道</p>

		五 法第二十四条の 六第五項の規定に よる勧告		
ハ 法第二条第六号ニ	ロ 法第二条第六号ニ に掲げる施設（当該 施設を設置し、又は 管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものに限 る。）に係るもの	イ 法第二条第六号イ に掲げる施設のうち 鉄道事業法第八条第 一項の認可に係るも の以外のもの又は同 号ハに掲げる施設の うち専用バスターミ ナルに係るもの	ニ 法第二条第六号ホ に掲げる施設に係る もの	管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものを除 く。）に係るもの
当該施設の所在地	当該施設の所在地 を管轄する地方運 輸局長（運輸監理 部長を含む。）	当該施設の所在地 を管轄する地方運 輸局長	当該施設の所在地 を管轄する地方航 空局長	開発局長

		五 法第二十四条の 六第五項の勧告		
ハ 法第二条第五号ニ	ロ 法第二条第五号ニ に掲げる施設（当該 施設を設置し、又は 管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものに限 る。）に係るもの	イ 法第二条第五号イ に掲げる施設のうち 鉄道事業法第八条第 一項の認可に係るも の以外のもの又は法 第二条第五号ハに掲 げる施設のうち専用 バスターミナルに係 るもの	ニ 法第二条第五号ホ に掲げる施設に係る もの	管理する者が一般旅 客定期航路事業者又 は旅客不定期航路事 業者であるものを除 く。）に係るもの
当該施設の所在地	当該施設の所在地 を管轄する地方運 輸局長（運輸監理 部長を含む。）	当該施設の所在地 を管轄する地方運 輸局長	当該施設の所在地 を管轄する地方航 空局長	開発局長

		六 法第二十九条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の規定による変更の認定及び同条第五項の規定による認定の取消し		
ハ 法第二条第六号ニ掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者）	ロ (略)	イ 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	ニ 法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者）を除く。）に係るもの
当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	(略)	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

		六 法第二十九条第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消し		
ハ 法第二条第五号ニ掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者）	ロ (略)	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者）を除く。）に係るもの
当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	(略)	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

<p>八 法第三十八條第二項の規定による通知の受理及び同條第三項の規定による勧告</p>	<p>七 法第三十二條第三項の規定による協議及び同意</p>		
<p>イ 法第二條第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八條第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p>	<p>ホ 法第二條第六号ホに掲げる施設に係るもの</p>	<p>ニ 法第二條第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p>	<p>業者であるものに限る。）に係るもの</p>
<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長</p>	<p>市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>

<p>八 法第三十八條第二項の通知の受理及び同條第三項の勧告</p>	<p>七 法第三十二條第三項の協議及び同意</p>		
<p>イ 法第二條第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八條第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二條第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの</p>	<p>ホ 法第二條第五号ホに掲げる施設に係るもの</p>	<p>ニ 法第二條第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの</p>	<p>業者であるものに限る。）に係るもの</p>
<p>当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長</p>	<p>市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方航空局長</p>	<p>当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長</p>

九 法第三十八條第 四項の規定による 命令				
	イ 法第二條第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	ホ 法第二條第六号ホに掲げる施設に係るもの	ニ 法第二條第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	ハ 法第二條第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの
	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	（略）

九 法第三十八條第 四項の命令				
	イ 法第二條第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	ホ 法第二條第五号ホに掲げる施設に係るもの	ニ 法第二條第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	ハ 法第二條第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの
	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	（略）

254 (略)			
(書類の經由)			
第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、 <u>法第二条第六号イ</u> に掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、 <u>同号ロ</u> に掲げる施設及			
ホ	ハ	ニ	ロ
法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	(略)
当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	(略)

254 (略)			
(書類の經由)			
第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、 <u>法第二条第五号イ</u> に掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、 <u>法第二条第五号ロ</u> に掲			
ホ	ハ	ニ	ロ
法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	法第二条第五号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	(略)
当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	(略)

び同号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 (略)

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第五号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

げる施設及び法第二条第五号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 (略)

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第四号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第一百一十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条の二）
- 第二章 旅客施設の構造及び設備
  - 第一節 第七節（略）
- 第三章 車両等の構造及び設備
  - 第一節 鉄道車両（第三十条―第三十三条）
  - 第二節 軌道車両（第三十四条・第三十五条）
  - 第三節 乗合バス車両（第三十六条―第四十三条）
  - 第三節の二 貸切バス車両（第四十三條の二）
  - 第四節 福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）
  - 第五節 船舶（第四十六条―第六十一条）
  - 第六節 航空機（第六十二条―第六十七条）
- 第四章 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法
  - 第一節 総則（第六十八条）
  - 第二節 旅客施設
    - 第一款 総則（第六十九条）
    - 第二款 共通事項（第七十条―第七十八条）
    - 第三款 鉄道駅（第七十九条）
    - 第四款 軌道停留場（第八十条）
    - 第五款 バスターミナル（第八十一条）
    - 第六款 旅客船ターミナル（第八十二条）
    - 第七款 航空旅客ターミナル施設（第八十三条・第八十四条）
  - 第三節 車両等

改正前

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 旅客施設
  - 第一節 第七節（略）
- 第三章 車両等
  - 第一節 鉄道車両（第三十条―第三十三条）
  - 第二節 軌道車両（第三十四条・第三十五条）
  - 第三節 乗合バス車両（第三十六条―第四十三条）
  - 第三節の二 貸切バス車両（第四十三條の二）
  - 第四節 福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）
  - 第五節 船舶（第四十六条―第六十一条）
  - 第六節 航空機（第六十二条―第六十七条）

第一款 鉄道車両（第八十五条―第八十七条）

第二款 軌道車両（第八十八条）

第三款 乗合バス車両（第八十九条―第九十三条）

第四款 貸切バス車両（第九十四条）

第五款 福祉タクシー車両（第九十五条・第九十六条）

第六款 船舶（第九十七条―第九十八条）

第七款 航空機（第九十九条―第一百一条）

附則

（趣旨）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準並びに同条第二項の新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準並びに同条第三項の旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五 （略）

五の二 優先席 主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。

六〇十三の二 （略）

十四 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一百

附則

（新設）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇五 （略）

（新設）

六〇十三の二 （略）

十四 福祉タクシー車両 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一百

号)第一条の二に規定するものに限る。)をいう。  
十五・十六 (略)

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(災害等の場合の適用除外)

第二条の二 災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備、当該旅客施設又は車両等を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章 旅客施設の構造及び設備

(移動等円滑化された経路)

第四条 (略)

2 6 (略)

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二 籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。

三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確保するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものは

号)第一条に規定するものに限る。)をいう。  
十五・十六 (略)

2 前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(一時使用目的の旅客施設又は車両等)

第二条 災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備については、この省令の規定によらないことができる。

## 第二章 旅客施設

(移動等円滑化された経路)

第四条 (略)

2 6 (略)

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二 かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。

三 かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確保するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものは

め込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

五 籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。

六 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

七 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。

八 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。

九 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十 籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十一 (略)

十二 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

8 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

9・10 (略)

11 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項及び第七十条第四項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

はめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

五 かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。

六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。

八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。

九 かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十一 (略)

十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

8 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

9・10 (略)

11 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

12 (略)

(運行情報提供設備)

第十条 車両等の運行(運航を含む。第七十四条において同じ。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

第十二条 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項及び第七十五条において同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 (略)

(休憩設備)

第十八条 (略)

2 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

(乗降用設備)

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備(以下この節及び第八十二条において「乗降用設備」という。)を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

12 (略)

(運行情報提供設備)

第十条 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内)

第十二条 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。)の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 (略)

(休憩設備)

第十八条 (新設) (略)

(乗降用設備)

第二十四条 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備(以下この節において「乗降用設備」という。)を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一〇四 (略)

(旅客搭乗橋)

第二十八条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であつて、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一〇五 (略)

2 (略)

第三章 車両等の構造及び設備

(客室)

第三十二条 (略)

2 客室に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

3 〓 7 (略)

(低床式軌道車両)

第三十五条 前節(第三十一条第三号ただし書並びに第三十二条第一項ただし書、第四項ただし書及び第五項ただし書を除く。)の規定は、低床式軌道車両(旅客用乗降口の床面の軌条面からの高さが四十七センチメートル以下の軌道車両であつて、旅客用乗降口から客室の主要部分までの通路の床面に段がないものをいう。)について準用する。

(優先席)

一〇四 (略)

(旅客搭乗橋)

第二十八条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であつて、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一〇五 (略)

2 (略)

第三章 車両等

(客室)

第三十二条 (略)

(新設)

2 〓 6 (略)

(低床式軌道車両)

第三十五条 前節(第三十一条第三号ただし書並びに第三十二条第一項ただし書、第三項ただし書及び第四項ただし書を除く。)の規定は、低床式軌道車両(旅客用乗降口の床面の軌条面からの高さが四十七センチメートル以下の軌道車両であつて、旅客用乗降口から客室の主要部分までの通路の床面に段がないものをいう。)について準用する。

第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

(準用)

第四十三条の二 前節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の二、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の規定は貸切バス車両について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、「文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備」とあるのは「音声により提供するための設備」と読み替えるものとする。

(福祉タクシー車両)

第四十五条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。第九十六条第一項において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 スロープ板、リフト、寝台等(寝台及び担架をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。)その他の車椅子使用者又は寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。

二・三 (略)

四 事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

五 (略)

2 回転シート車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条の二に規定する設備を

(新設)

(準用)

第四十三条の二 前節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の規定は貸切バス車両について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、「文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備」とあるのは「音声により提供するための設備」と読み替えるものとする。

(福祉タクシー車両)

第四十五条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架(以下この項において「寝台等」という。)又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。

二・三 (略)

四 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

五 (略)

2 回転シート車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備え

備えたものをいう。第九十六条第二項において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。
- 三 (略)

(出入口)

第四十八条 旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。第九十九条第一項において同じ。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(通路)

第五十一条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 手すりの端部の付近には、当該通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 四・五 (略)
- 六 当該通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

2・3 (略)

たものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。
- 三 (略)

(出入口)

第四十八条 旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 2 (略)

(通路)

第五十一条 第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 四・五 (略)
- 六 通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

2・3 (略)

(昇降機)

第五十三条 (略)

2 前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 籠の広さは、車椅子使用者が乗り込むのに十分なものであること。

二 (略)

3 5 (略)

6 基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項において準用する同条第一項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。

7 (略)

(売店)

第五十六条 一以上の売店(専ら人手により物品の販売を行うための設備に限る。第五五条において同じ。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

(乗降用設備)

第六十二条の二 旅客搭乗橋が設けられていないことその他の理由により旅客搭乗橋を使用できない場合に備えて航空機に乗降するためのタラップその他の設備(以下この条及び第一百十条において「乗降用設備」という。)を備えるときは、そのうち一以上は、次の各号のいずれかに掲げるものでなければならぬ。ただし、高齢者、障害者等の円滑な乗降のために十分な強度を有する器具が一以上備えられている場合又は航空機の形状上の理由により当該乗降用設備及び当該器具のいずれも使用できない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(昇降機)

第五十三条 (略)

2 前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 かこの広さは、車椅子使用者が乗り込むのに十分なものであること。

二 (略)

3 5 (略)

6 基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。

7 (略)

(売店)

第五十六条 一以上の売店(専ら人手により物品の販売を行うための設備に限る。)には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該売店に表示するものとする。

(乗降用設備)

第六十二条の二 旅客搭乗橋が設けられていないことその他の理由により旅客搭乗橋を使用できない場合に備えて航空機に乗降するためのタラップその他の設備(以下この条において「乗降用設備」という。)を備えるときは、そのうち一以上は、次の各号のいずれかに掲げるものでなければならぬ。ただし、高齢者、障害者等の円滑な乗降のために十分な強度を有する器具が一以上備えられている場合又は航空機の形状上の理由により当該乗降用設備及び当該器具のいずれも使用できない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第四章 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法

第一節 総則

(旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準の遵守に係る体制の確保)

第六十八条 公共交通事業者等は、この章に定める旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を遵守するため、人員の配置その他の必要な体制の確保を図らなければならない。

第二節 旅客施設

第一款 総則

(適用範囲)

第六十九条 旅客施設を使用した役務の提供の方法については、この節の定めるところによる。

第二款 共通事項

(移動等円滑化された経路)

第七十条 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 籠内については、第四条第七項第二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。

二 籠内については、第四条第七項第八号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。

三 乗降ロビーについては、第四条第七項第十二号本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

四 籠内については、第四条第七項第十二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

2 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

3 移動等円滑化された経路を構成する通路については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保しなければならぬ。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

4 前各項の規定は、乗継ぎ経路について準用する。

(エスカレーター)

第七十一条 エスカレーターについては、第七条の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにしなければならない。

(階段)

第七十二条 階段については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保しなければならない。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

(新設)

(視覚障害者を誘導する設備等)

第七十三条 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路

(新設)

を構成するものについては、第九条第一項本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、音声その他の方法により視覚障害者を誘導しなければならない。

2 第九条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定が適用される場合には、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備間の誘導を適切に実施しなければならない。

(運行情報提供設備)

第七十四条 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 車両等の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

(旅客施設の構造及び主要な設備の配置の案内)

第七十五条 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所については、第十二条第二項の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客施設の構造及び主要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

(便所)

第七十六条 便所の出入口付近については、第十三条第一項第一号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 移動等円滑化された経路と第十三条第二項第一号の便房が設けられた便所又は同項第二号の便所との間の経路における通路については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保しなければならない。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第七十七条 乗車券等販売所については、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路については、照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

二 第十六条第一項第三号ただし書の規定が適用される場合には、車椅子利用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に出て対応すること。

2 前項の規定は、待合所及び案内所について準用する。この場合において、前項第二号中「第十六条第一項第三号ただし書」とあるのは、「第十六条第二項の規定により準用される同条第一項第三号ただし書」と読み替えるものとする。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）については、第十六条第三項の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

(券売機)

第七十八条 第十七条ただし書の規定が適用される場合には、同条ただし書の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券等の販売を行わなければならない。

(新設)

(新設)

第三款 鉄道駅

(プラットホーム)

第七十九条 鉄道駅のプラットホームについては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 第二十条第一項第三号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。
- 二 列車の接近を文字等により警告するための設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該接近について文字等により警告が受けられるようにすること。
- 三 列車の接近を音声により警告するための設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該接近について音声により警告が受けられるようにすること。
- 四 照明設備が設けられた場合には、当該照明設備を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

第四款 軌道停留場

(準用)

第八十条 前款の規定は、軌道停留場について準用する。この場合において、前条第一号中「第二十条第一項第三号」とあるのは、「第二十条の規定により準用される第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第五款 バスターミナル

(乗降場)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第八十一条 バスターミナルの乗降場については、スロープ板その他の

(新設)

車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

第六款 旅客船ターミナル

(新設)

(乗降用設備)

第八十二条 旅客船ターミナルについては、乗降用設備が設置された場合には、当該乗降用設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該乗降用設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

(新設)

第七款 航空旅客ターミナル施設

(新設)

(保安検査場)

第八十三条 航空旅客ターミナル施設の保安検査場については、第二十七条第四項の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

(新設)

(旅客搭乗橋)

第八十四条 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋については、第二

(新設)

十八条第一項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

第三節 車両等

(新設)

第一款 鉄道車両

(適用範囲)

第八十五条 鉄道車両を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(新設)

(新設)

(旅客用乗降口)

第八十六条 旅客用乗降口については、第三十一条第五号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客用乗降口の戸の開閉する側が音声により知らされるようにしなければならない。

(新設)

(客室)

第八十七条 客室については、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

(新設)

2 客室については、次に停車する鉄道駅の駅名その他の当該鉄道車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

第二款 軌道車両

(準用)

第八十八条 前款の規定は、軌道車両について準用する。この場合において、第八十六条中「第三十一条第五号」とあるのは、「第三十四条又は第三十五条の規定により準用される第三十一条第五号」と読み替

(新設)

(新設)

えるものとする。

第三款 乗合バス車両

(新設)

(適用範囲)

第八十九条 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(新設)

(乗降口)

第九十条 乗降口については、第三十七条第二項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

(新設)

(車椅子スペース)

第九十一条 車椅子スペースについては、第三十九条第三号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子を固定するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても車椅子を固定できる場合又は車椅子の構造上の理由により車椅子の固定が困難な場合は、この限りでない。

(新設)

(運行情報提供設備等)

第九十二条 乗合バス車両内については、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

(新設)

2 乗合バス車両内については、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により

提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

3 乗合バス車両については、車外用放送設備が設けられた場合には、当該車外用放送設備を使用して、行き先その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報が音声により適時に提供されるようにしなければならない。

(意思疎通を図るための設備)

第九十三条 乗合バス車両内については、第四十二条の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

#### 第四款 貸切バス車両

(準用)

第九十四条 前款(第九十二条第一項及び第三項を除く。)の規定は、貸切バス車両について準用する。この場合において、第九十条中「第三十七条第二項第二号」とあるのは「第四十三条の二の規定により準用される第三十七条第二項第二号」と、第九十一条中「第三十九条第三号」とあるのは「第四十三条の二の規定により準用される第三十九条第三号」と、第九十二条第二項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、第九十三条中「第四十二条」とあるのは「第四十三条の二の規定により準用される第四十二条」と読み替えるものとする。

#### 第五款 福祉タクシー車両

(適用範囲)

第九十五条 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(福祉タクシー車両)

第九十六条 車椅子等対応車については、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 第四十五条第一項第一号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者又は寝台等を使用している者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

二 第四十五条第一項第三号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子又は寝台等の用具を固定するために必要となる役務を提供すること。ただし、当該設備を使用しなくても車椅子若しくは当該用具を固定できる場合又は車椅子若しくは当該用具の構造上の理由により車椅子若しくは当該用具の固定が困難な場合は、この限りでない。

三 第四十五条第一項第四号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報が音により視覚障害者に示されるようにすること。ただし、同号ただし書の規定が適用される場合には、同号ただし書の者がこれらの情報を提供すること。

四 第四十五条第一項第五号の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図ること。

2 回転シート車については、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 第四十五条第二項第二号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報が音により視覚障害者に示されるようにすること。ただし、同号ただし書の規定が適用される場合には、同号ただし書の者がこれらの情報を提供すること。

二 第四十五条第二項第三号の設備が備えられた場合には、聴覚障害

(新設)

者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図ること。

## 第六款 船舶

(新設)

(適用範囲)

第九十七条 船舶を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(新設)

(乗降用設備)

第九十八条 船舶に乗降するためのタラップその他の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

(新設)

(出入口)

第九十九条 旅客が乗降するための出入口については、第四十八条第一項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

(新設)

2 車両区域の出入口については、第四十八条第二項第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

(車椅子スペース)

第一百条 船内車椅子スペースについては、第五十条第五号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、車椅子を固定するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しな

(新設)

くても車椅子を固定できる場合又は車椅子の構造上の理由により車椅子の固定が困難な場合は、この限りでない。

(通路)

第一百一条 第五十一条第一項の通路については、同項第五号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するため必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第五十一条第二項の通路について準用する。この場合において、前項中「同項第五号」とあるのは、「同条第二項の規定により準用される同条第一項第五号」と読み替えるものとする。

(昇降機)

第一百二条 第五十一条第二項において準用する同条第一項の基準に適合する通路に設けられたエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 籠内については、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。

二 籠内については、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第八号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。

三 乗降ロビーについては、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第十二号本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

四 籠内については、第五十三条第七項の規定により準用される第四条第七項第十二号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備

(新設)

(新設)

を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

2 第五十一条第一項の基準に適合する通路に設けられたエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供しなければならない。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

(便所)

第百三条 便所の出入口付近については、第五十四条第二項の規定により準用される第十三条第一項第一号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

(食堂)

第百四条 専ら旅客の食事の用に供する食堂については、第五十五条第五号の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

(売店)

第百五条 売店については、第五十六条の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図らなければならない。

(遊歩甲板)

第百六条 総トン数二十トン以上の船舶の遊歩甲板については、第五十七条第二号の設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に通過するために必要となる役務を提供しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

らない。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に通過できる場合は、この限りでない。

(運航情報提供設備)

第百七条 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

(基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内)

第百八条 第六十条第二項の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、基準適合客席、船内車椅子スペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置が音により視覚障害者に示されるようにしなければならない。

第七款 航空機

(適用範囲)

第百九条 航空機を使用した役務の提供の方法については、この款の定めるところによる。

(乗降用設備)

第百十条 乗降用設備又は第六十二条の二第一項ただし書の器具が備えられた場合には、当該乗降用設備又は器具を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ただし、当該乗降用設備又は器具を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

(運航情報提供設備)

第百十一条 客席数が三十以上の航空機については、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにしなければならない。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 客席数が三十以上の航空機については、当該航空機の運航に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにしなければならない。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

附 則

(経過措置)

第三条 (略)

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する鉄道車両又は軌道車両については、第三十二条第七項(第三十四条及び第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 11 (略)

(新設)

附 則

(経過措置)

第三条 (略)

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する鉄道車両又は軌道車両については、第三十二条第六項(第三十四条及び第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 11 (略)

（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部改正）

第三条 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(特別特定建築物に関する読替え)

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。)における第二条から前条まで(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所)とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

改正前

(特別特定建築物に関する読替え)

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物における第二条から前条まで(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所)とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

（移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部改正）

第四条 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第一百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その他の工事用施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第十一項の移動等円滑化のために必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>
改正前	<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事用板囲その他の工事用施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第六項の移動等円滑化のために必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p>

（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第一百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(車椅子使用者用乗降口の案内)

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項又は第二項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

(客室)

第三十二条 客室(新幹線鉄道(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年

法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道をいう。次項において同じ。)の用に供する車両のものを除く。)には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上(三両以下の車両で組成する列車にあつては、一以上)、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一 五 (略)

2|| 新幹線鉄道の用に供する車両の客室には、前項各号(第二号を除く

。)の基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに三以上(座席定員五百人以上の列車にあつては四以上、座席定員千一人以上の列車にあつては六以上)、次に掲げる基準に適合するように設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 一 特別車両以外の車両の座席の近傍に設けられていること。
- 二 当該車椅子スペースのうち二以上は、窓に隣接していること。
- 三 当該車椅子スペースのうち一以上(座席定員五百人以上の列車にあつては、二以上)は、座席に隣接していること。
- 四 背当の角度を調整することができる車椅子を利用している二人以

改正前

(車椅子使用者用乗降口の案内)

第二十一条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

(客室)

第三十二条 客室には、次に掲げる基準(新幹線鉄道(全国新幹線鉄道

整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する新幹線鉄道をいう。)の用に供する車両の客室にあつては、第二号に掲げる基準を除く。)に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上(三両以下の車両で組成する列車にあつては、一以上)、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一 五 (略)

(新設)

3|| 5|| (略)  
上の者が円滑に利用するために十分な広さが確保されていること。

6|| 前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項又は第二項の規定により設けられる車椅子スペースとの間の通路のうち一以上及び一以上の車椅子スペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならぬ。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

7|| 8|| (略)

(低床式軌道車両)

第三十五条 前節(第三十一条第三号ただし書並びに第三十二条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書及び第六項ただし書を除く。)の規定は、低床式軌道車両(旅客用乗降口の床面の軌条面からの高さが四十センチメートル以下の軌道車両であつて、旅客用乗降口から客室の主要部分までの通路の床面に段がないものをいう。)について準用する。

附則

(経過措置)

第三条 (略)

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する鉄道車両又は軌道車両については、第三十二条第八項(第三十四条及び第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、なお従前の例による。

3|| 11 (略)

2|| 4|| (略)

5|| 前条第三号の基準に適合する旅客用乗降口と第一項の規定により設けられる車椅子スペースとの間の通路のうち一以上及び一以上の車椅子スペースと前項の基準に適合する便所との間の通路のうち一以上の幅は、それぞれ八十センチメートル以上でなければならぬ。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

6|| 7|| (略)

(低床式軌道車両)

第三十五条 前節(第三十一条第三号ただし書並びに第三十二条第一項ただし書、第四項ただし書及び第五項ただし書を除く。)の規定は、低床式軌道車両(旅客用乗降口の床面の軌条面からの高さが四十センチメートル以下の軌道車両であつて、旅客用乗降口から客室の主要部分までの通路の床面に段がないものをいう。)について準用する。

附則

(経過措置)

第三条 (略)

2 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間に公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する鉄道車両又は軌道車両については、第三十二条第七項(第三十四条及び第三十五条において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、なお従前の例による。

3|| 11 (略)

附則第二条第一項中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

## 附 則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。